平成２９年（フ）第５２号
宮崎県都城市西町3682番地５
債務者　南中道英治
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２５号
長崎県佐世保市大和町1282番地３　グリーンモール大和202号、前住所長崎県佐世保市黒髪町3776番地６
破産者　松尾　靖司
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
北九州市小倉南区田原２丁目２番18号
破産者　佐々木基二
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６６２号
札幌市南区真駒内柏丘６丁目４番４―304号
破産者　加藤　和夫
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６２号
群馬県高崎市白岩町410番地１
破産者　塚越　　衛
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２０１０号
神奈川県大和市つきみ野２丁目４番地７　エスペランサつきみ野305、旧住所神奈川県大和市つきみ野２丁目２番地４　グラツィアつきみ野310号
破産者　北見　晋一
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１３０号
横浜市南区井土ケ谷上町25番21―303号
破産者　峰田　康平
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目24番30号
八千代ハイツ203
破産者　竹本はしめ
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７号
静岡県袋井市下山梨1585番地の15　コーポサンエイトＡ　201号室、前住所静岡県袋井市豊沢848番地の14
破産者　松井　亮二
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
静岡県袋井市浅岡37番地
破産者　ドリームガレージこと　溝口　　治
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３２２号
名古屋市緑区鳴子町４丁目49番地　鳴子第６住宅304号
破産者　𠮷原椅子店こと　𠮷原正太郎
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４００号
名古屋市緑区篭山３丁目119番地　カーサフクシマＢ棟73号室、住民票上の住所名古屋市昭和区鶴舞４丁目３番４号
破産者　匠味ごま家こと　脇田　重行
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３６号
愛知県小牧市堀の内５丁目57番地　みそのマンション小牧301号
破産者　佐渡原新一
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６０５号
名古屋市守山区小幡南２丁目14番27号　エステートピアサンホワイト203号、従前の住所名古屋市守山区新城８番13号
破産者　古橋弘一郎
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７４号
広島県廿日市市友田1511番地
破産者　池田　龍児
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９号
北九州市小倉南区田原新町３丁目12番３―305号
破産者　松井　信子
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１０５号
北九州市小倉北区片野３丁目14番７―702号
破産者　森　　朝美
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２９０号
北九州市小倉南区南方２丁目12番20―203号
破産者　金子　　崇
1　決定年月日　平成29年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部